

**令和 6 年度に新たに住民税非課税となった世帯等に価格高騰重点支援給付金を支給します
～ 6 月 2 8 日（金）から順次支給決定通知書等を発送します～**

千葉市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和 6 年度に新たに住民税非課税となった世帯などに対する価格高騰重点支援給付金（10 万円）および給付対象世帯のうち 18 歳以下の児童を扶養している世帯に対し、加算金（児童 1 人当たり 5 万円）を支給しますので、お知らせします。

また、対象世帯の世帯主宛てに、支給決定通知書等を 6 月 2 8 日（金）から順次発送しますので、併せてお知らせします。

1 対象世帯

令和 6 年 6 月 3 日時点で本市に住民登録があり、令和 6 年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯で、支給要件に該当すること。

＜主な支給要件＞

- ・令和 5 年度千葉市価格高騰重点支援給付金（7 万円または 10 万円）を受給した世帯（未申請や辞退した世帯を含む）ではないこと。
- ・他市区町村での同趣旨の給付金を受給していないこと。
- ・住民税が課税されている方の扶養を受けている方のみからなる世帯ではないこと。

※支給要件の詳細は市ホームページをご確認ください。なお、支給要件に該当しない方で支給決定通知書が送付された場合は千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンターまでご連絡ください。

2 支給額

1 世帯当たり 10 万円

18 歳以下の児童を扶養している世帯は、児童 1 人当たり 5 万円を加算

3 手続き方法

世帯の状況	手続き方法
世帯主がマイナポータルで公金受取口座を登録している世帯	手続きは不要です。6 月 2 8 日（金）から支給決定通知書（はがき）を送付します。
世帯主がマイナポータルで公金受取口座を登録していない世帯	7 月 5 日（金）から確認書（封書）を送付します。必要事項を記入後、ご返送ください。
令和 5 年 1 月 2 日以降に千葉市に転入した方がいる世帯	申請が必要です。 申請書は市ホームページでダウンロードするかコールセンターまでご連絡いただければ郵送します。
新生児や住所を別にしている児童を扶養している世帯	

※確認書および申請書の提出期限は 9 月 30 日（月）です。

なお、新生児（令和 6 年 6 月 4 日から 9 月 30 日までに出生）の加算分の申請書提出期限は 10 月 31 日（木）までです。（いずれも当日消印有効）

4 支給日

令和6年7月19日（金）以降順次（予定）

※確認書・申請書により申請された方は、受理後概ね1カ月程度

5 コールセンター等

（1）千葉市価格高騰重点支援給付金コールセンター

ア 連絡先

電話 0120-592-028（通話料無料）

※耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

電子メール kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX 043-245-5541

イ 受付時間

9:00～17:00（平日のみ）

（2）相談窓口

ア 設置場所

中央保健福祉センター（きぼーる）13階、花見川保健福祉センター3階、稲毛保健福祉センター1階、若葉区役所1階、緑保健福祉センター2階、美浜保健福祉センター4階

※各フロアにブースを設置

イ 受付時間

9:00～11:30、12:30～17:00（いずれも平日のみ）

※確認書、申請書の受け付けは不可です。

6 市ホームページ

【URL】https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/r6_kyuhukin.html



<参考>住民税が非課税などになる収入の目安

収入種別	世帯構成（例）	住民税非課税	住民税均等割のみ課税
給与収入	扶養人数3人の場合 （夫婦と小学生の子2人）	256万円未満	271.6万円未満
年金収入 （65歳以上）	扶養人数1人の場合 （夫婦2人）	211万円以下	222万円以下
	高齢単身	155万円以下	